

協議事項 資料

清瀬市民活動センターのこれまでの経緯

清瀬市民活動センターのあゆみ		
年度	名称	市の動き等 (国・社会の動向)
	事務局運営者	
平成13年度	未設置	
平成14年度	検討会	1月市民活動センター開館 清瀬市民活動センターの会が運営を受託
平成15年度		
平成16年度	清瀬 市民活動 センター の会	
平成17年度		
平成18年度		
平成19年度		
平成20年度		3月NPO法人清瀬市民活動の会が運営を受託
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度		コミュニティプラザひまわり開館。社会福祉協議会が現在の位置に設置 ※3月11日東日本大震災
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度		
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度		
平成30年度		3月31日NPO法人市民活動の会解散、4月1日から社会福祉協議会が運営
令和元年度		
令和2年度		※新型コロナウイルス感染拡大 清瀬市市制施行50周年
令和3年度		清瀬市役所新庁舎ができる
令和4年度		
令和5年度		
令和6年度		清瀬市がSDGs未来都市に選定
令和7年度		清瀬市市民活動未来ビジョン検討会立ち上げ
令和8年度		
令和9年度		
令和10年度		

1. 市民活動

(1) 経緯

平成14年以前は、当市における市民活動を組織的に支援する仕組みがない状況でした。市民が自ら主体的にまちづくりに携わっていくべきであるという社会的な機運の高まりを受けて、当市においても市民活動団体を支援することを目的に市民の有志が集まり、市民活動センター設置に向けた動きが始まりました。平成13年3月に公募による清瀬市市民活動支援センター開設準備委員会が立ち上がり、市民活動センター設立に向けて動き出しました。当時の市民活動に対する期待としては、地域生活に関する全てのことを行政に頼るのではなく、豊かな生活環境を構築するためには、地域社会の課題に関心を持ち、市民自らが解決に向けた行動を取り、市民活動が活発になることで、「市民による市民のためのまちづくり」に近づくことができるのではないかということでした。

このような視点から、清瀬市市民活動支援センター開設準備委員会では、市民活動を以下のように定義しました。

＜市民活動の定義＞

市民活動とは、自発的・自主的な意思に基づいて行われる複数の市民の活動で、その活動がある程度の継続性を持つこと、活動内容が公益的な目的を持ち、かつ非営利的に営まれることを要件とする活動を指します。

平成14年度から平成20年度までを清瀬市民活動センターの会、平成21年度から平成29年度までをNPO法人清瀬市民活動の会が、公設民営で市民活動センターの運営を担っていましたが、市民活動センターが持つ自主的な活動の側面的支援機能と、ボランティアセンターがもつコーディネート機能など、それぞれの特徴を活かし、市民に分かりやすく、また、地域福祉活動に取り組みやすい機能や拠点としてセンターの充実を図るため、平成30年度からボランティアセンターを運営する清瀬市社会福祉協議会に市民活動センターの運営を委託しました。現在は、きよせボランティア・市民活動センターとしてボランティア活動と市民活動団体の双方に対して、支援を行っています。この運営形態は、双方の強みを活かし市民の活動の幅を広げていくといったメリットを引き出すことを目指しました。

(2) 現状

令和7年4月時点で、きよせボランティア・市民活動センターに登録している団体数は、69団体です。令和5年度には登録団体、センターが把握している任意団体及びNPO法人の99団体を対象に行った令和5年度ボランティア・市民活動団体の実情に関するアンケート調査報告書によると、多くの市民

活動団体は、メンバーの高齢化や担い手不足といったことを課題として捉えています。これは市民活動を今後も推進していくために、解決に向けて取り組むべき事項です。

当市においても、人口減少、高齢化、少子化、多文化共生、地域格差など、行政だけでは対応しきれない複雑かつ多様な課題が増えています。そのため、市民や市民活動団体が主体的に活動し、他の団体・大学・企業・行政と協力しながら地域課題の解決に向けて行動する必要性がさらに高まっています。

(3) 課題①事務局見解（一部追記）

平成30年度から市民活動センターの運営を清瀬市社会福祉協議会に委託し、きよせボランティア・市民活動センターとして一体的に運用することにより、清瀬市市民活動支援センター開設準備委員会が示した支援すべき対象となる市民活動の当初の定義が不明確になっています。限られた財源・公共施設等の資源を活用し、主体的に地域課題の解決に向けて活動している市民活動団体を効果的に支援するためには、市が支援すべき市民活動とはどういったものであるかを改めて明確に示す必要が出てきています。

既存の市民活動団体の運営を永続的かつ安定的に行っていくためには、市民活動団体がNPO法人格を取得し、役員体制を明確化するなど、団体運営にあたっての信頼性の向上や税制上の優遇措置を受け、資金調達の多様化を進めることが重要となります。今後、より多くの市民活動団体にNPO法人格や一般社団法人格等を取得することの必要性を広く認識してもらうことが課題となります。

多くの市民活動団体が、担い手不足や高齢化の課題を抱えていますが、市民活動団体の中には、ホームページを作れない、SNSなどを利用できないといった団体があります。市民活動団体の活動内容を幅広い世代にPRし、市民からの市民活動団体に対する認知度を高め、自分も取り組んでみたいと思う市民を増やし、市民活動に対するさらなる市民参加を進める必要があります。

市民活動団体からは、NPO法人や社会福祉法人・企業・大学などの他の団体と連携して活動を進めたいといった声があります。また、市に対しては、所管担当課と市民活動団体の活動との連携や支援が足りないといった要望があります。地域課題は多様化し、市民活動団体の担い手不足といった状況もあるため、他団体や行政との連携をどのように取っていくべきかを検討する必要があります。

課題②アンケート結果等からの事務局見解

清瀬市市民活動未来ビジョン検討会が実施した、きよせボランティア・市民

活動センター登録団体アンケートの結果では、市民活動団体がNPO法人格や一般社団法人格等を取得することについて、構成メンバーの不足、高齢化等の事情があるため、着手が難しいという現状があることが明確になりました。それと同時に、NPO法人格等を取得することで、補助金などの資金的援助の幅が広がることを市民活動団体が情報として取得できていないことも明らかになりました。このようなことから、市民活動団体に対して、どのように法人格取得の必要性や取得に関する情報を提供していくかが課題となります。

ボランティアを含む市民活動アンケートの結果では、現役世代や子育て世代から時間がないため市民活動に参加できていないと回答が多い状況でした。市民活動団体は、担い手不足という課題を抱えていますが、市民活動団体側においても、担い手となりうる現役世代にとって仕事や育児などで忙しい中、時間を使ってでも活動に参加したいと思ってもらうような工夫が必要です。

また、市民にとっては、市民活動やボランティア活動が身近なものでなく、特別なものと感じている傾向があるため、参加を躊躇する傾向にあります。そのため、情報発信や体験会のような身近に感じてもらえるイベント等をどのように展開していくかという課題があります。

(4) 今後の方針

①市民活動とボランティア活動について

市民活動とボランティア活動は、一般的に以下のように定義されています。

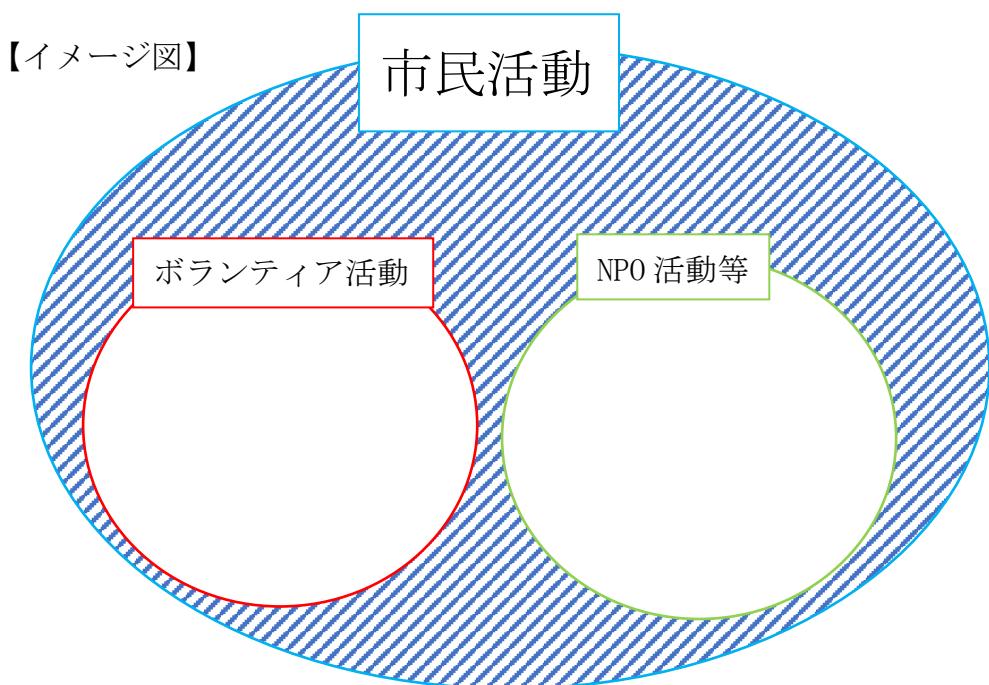
<市民活動>

市民活動は、ボランティア活動に加え、非営利のNPO活動などを含む活動で、社会的で公益的な活動とされます。※1

<ボランティア活動>

ボランティア活動とは、自発的に、他者や社会のために、金銭的な利益を第一に求めない活動のことです。また、誰もが暮らしやすい豊かな社会をめざして、さまざまな人や団体とつながり、ネットワークをつくりながら、社会の課題の解決に取り組む活動です。市民活動のよりよい社会づくりのため、市民やボランティアが中心となって活動を立ち上げた、自発的・主体的な非営利の活動といえます。活動の分野領域、活動の種類は多岐にわたります。寄付金や会費を主な財源とし、活動は無償で提供している市民活動団体もありますが、参加費など活動から収入を得ている市民活動団体もあります。株式会社などとは異なり、非営利の団体における収入は、利潤を追求し、その利益を出資者に配分するのではなく、市民活動団体がその理念（ミッション）に基づきながら、目標を達成するために行う活動の財源として充てられています。※2

以上を踏まえると、市民活動とは、ボランティア活動やNPO活動などを網羅した活動を指します。また、その活動内容は自分の意志で行う自分以外の他人や社会の利益のために取り組む活動であり、対価を得ることや自分が満足することを目的とした活動ではありませんが、活動を通して、感動や喜び、発見、知識や技術、充実感や達成感などが得られたり、活動そのものから楽しみを得られたりします。（以下のイメージ図参照）



②市が支援すべき市民活動

市では、財政状況といった制約があり、活用できる財源や公共施設などには限りがあります。そのような状況の中においても、自分が住んでいる地域に誇りをもって日常生活を送ることができる環境を整備することや、身近な地域課題の解決を図っていく必要があります。このような状況を踏まえ、今後は、地域貢献活動や地域課題の解決に向けた活動に主体的に取り組んでいる市民活動を支援していくべきです。

③市民活動の安定的な活動に向けて

きよせボランティア・市民活動センター登録団体アンケートの結果によると、市民活動団体は全体的に担い手不足が大きな課題であると捉えています。しかし、安定的に活動を継続するためには、市民活動団体を運営する財源の確保が必要不可欠です。ほとんどの市民活動団体がNPO法人格等の取得を考えていないと回答していますが、市民活動団体の将来を見据え、市内の市民活

動を活性化するうえでも、法人化を検討することが望ましい状況です。市民活動団体自身がその必要性を認識することも大変重要であるとともに、市民活動センターが中間支援組織としての機能を発揮し、より多くの団体が法人格を取得する取組みが必要です。

④活動をPRするための情報発信等

市民活動の担い手となる現役世代は、20代から50代の方々が中心です。アンケートの結果を分析すると、この世代は、仕事や子育てに1日のほとんどの時間を使っており、市民活動やボランティア活動に取り組む時間を確保することが難しい状況です。そのような状況の中、貴重な時間を使ってでも参加したいと思ってもらえるような活動を市民活動団体が行い、SNSといった現役世代に身近なツールで情報を発信していく必要があります。

多くの市民活動団体が抱えている担い手不足や高齢化といった課題に向けて、市民活動センターにおいても、担い手になりうる世代を取り組むための工夫や情報発信を支援していくことが重要です。

⑤市民活動団体の多様な団体との連携

市民活動センターでは、市民活動団体を対象に団体運営の課題などを市民活動団体間で共有し、解決に向けた一助とするため、団体交流会を開催しています。市民活動団体間の交流を促すイベントを行っていますが、市内の社会福祉法人・企業・大学といった団体と連携するイベント等は少ない状況です。様々な視点からの地域課題の掘り起こしや協働することによる地域貢献活動の相乗効果が期待できるため、市民活動団体が市内の企業等の団体と連携して活動することを促す必要があります。

また、市民活動団体は、行政では手が届きにくい分野や、特定の分野に強みを持っています。市民活動団体が市職員と連携することで、より良い対応を取ることが期待できますし、市民が主体的にまちづくりに参加しているという意識を醸成していくことに繋がります。こういったことから、市民活動団体と市職員が協働していくことが大変重要であり、市職員もその重要性を強く認識し、どのような業務で市民活動団体と協働できるかを日々意識する必要があります。

※1：「全国社会福祉協議会地域福祉ホームページ ボランティア・市民活動とは～これから活動を始めようと考えている皆さんへ～」より引用

※2：「東京ボランティア・市民活動センター用語解説」より引用

2. 市民活動センターの将来像

(1) 経緯

市民活動センターが必要とされた背景として、国の地方分権化政策の流れの中で市町村への権限の移譲が一層進むと同時に、地方自治体の政策立案・財政運営能力に応じてサービスの地域格差が生まれる厳しい時代となり、市民ひとりひとりが自己判断と自己責任を自覚して行動することが求められてきたことが挙げられます。そのため、身近な地域課題への対応と解決についても、市民は行政の力にだけを頼ること無く、自ら柔軟で効率的な社会サービスの作り手・受け手としての力を高めていくことが快適な社会づくりのポイントとなりました。

そこで、清瀬市市民活動支援センター開設準備委員会では、「市民活動センターは、市民活動を行っている、または行おうとしている個人や団体を市民自らが支援し、市民活動に対する理解を広げ、市民の自治的活動を発展させることによって、住みよい・活力のある清瀬市のまちづくりに貢献すること」を基本理念として掲げました。また、市民活動センターの活動対象を基本理念にかなう個人および団体としました。

市民活動センターは、市民活動に取り組む個人や団体を支援する中間支援組織として位置付けられ、市民活動団体のNPO法人格の取得をはじめ、市民活動団体や個人の取り組みを支援し、その活動が円滑かつ効果的に行えるようサポートする役割を担うことで、地域課題の解決や市民活動の活性化を促進することを目的としています。市内において、市民活動センターの支援を受けてNPO法人となり、地域課題の解決等に向けて現在も市民に対するサービスを行っている実例があります。

清瀬市市民活動支援センター開設準備委員会は、市民活動センターの目的を以下のように設定しました。

＜市民活動センターの目的＞

市民活動センターは、市民の生涯学習や趣味のサークル活動、無償で行われるボランティア活動、公益的な事業を展開する市民事業、そして企業・団体などの社会貢献活動を含む幅広い活動を念頭におき、それらの中から自発的・自主的な意思に基づいて行われる複数の市民の活動で、その活動がある程度の継続性を持つこと、活動内容が公益的な目的を持ち、かつ非営利的に営まれることという要件に見合う市民活動が多様なかたちで育つことを支援しようとするものです。

(2) 現状

市民活動センターを設立した平成15年から、社会環境は大きく変化しました。少子高齢化の進展による社会的な担い手不足、インターネット・スマートフォン・SNSの普及によるテクノロジーの急速な進化、気候変動の深刻化などこのような変化は、市民生活にも大きく影響を与えており、地域課題も複雑・多様化している現状があります。

そのようななか、市民活動センターでは、コロナ禍を経た後においても市民活動が継続できるように、団体向けZoom操作の勉強会をいち早く取り入れるなど、切れ目のない支援に努めてきたところです。

また、現在は、シニアの方がスマートフォンに関する悩みを解決する「スマート個別相談会」を実施しています。これはスマートフォン養成講座を受講した「きよせスマートフォンサポーター」による事前予約で行う30分程度のスマートフォンに関する悩み解決の個別相談で、10代から80代までの幅広い年齢層の市民からなる「スマートフォンサポーター」がスマートフォンを活用できない方を支援するデジタル・ディバイトを無くすための取り組みです。

このほか、市民活動団体の取り組みとして、川づくり・清瀬の会が継続して活動してきた柳瀬川の水質調査があります。以前、生活排水を柳瀬川に放流していた時代に、清瀬市には清瀬水再生センターができました。それに合わせて、清らかな川を取り戻したいという思いから、川づくり・清瀬の会の皆様が川の清掃を行っていただいたおかげで、今の綺麗で子供たちが安心して遊べる柳瀬川を取り戻しました。また、定期的に水質調査を行っているおかげで、継続して水質が保たれています。ボランティア・市民活動センター主催の夏の体験ボランティアでは参加者と一緒に魚の生態観察や川の掃除などを起こない、新しい世代の方を巻き込みながら活動を行っています。

他にも、夏の体験ボランティアでは自然を守る会は御殿山で木こり体験、草刈と言った自然に触れる体験を行っており、子どもたちに非常に人気があります。このように自然に触れる機会を作ることで、今ある自然の大切さを伝えています。

一方で、地域を支える仕組みづくりも進んでいます。介護保険制度の第1層協議体、第2層協議体や、令和7年度には市内小・中学校の全14校にコミュニティ・スクールが設置されました。これは、教育委員会から任命された保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、学校支援をきっかけに地域の方々がともにつながり支え合う、学校を核としたコミュニティの構築を目指すものです。従来から自治会が地域コミュニティの担い手として存在していますが、その組織率が年々低下していくなかで、平成17年に自治会を補完する時代に即した新たなコミュニティとして学校区を単位と

した「コミュニティはぐくみ円卓会議」を設置しています。現在までに、清瀬第六小学校区をはじめ、九つの地域に広がりを見せており、それぞれの地域の特色を生かした交流イベントや情報交換などの取組が進められています。

(3) 課題①事務局見解（一部追記）

市民活動センターの立ち上げにあたり、当初は活動方針を以下の三段階で設定していました。

第一段階は、「市民活動サロンとしての機能」です。開設1年目の段階から、基本的な活動として行う事業で、既存の市民活動団体や支援機能を持つ機関とのネットワーク化を進め、市民活動に関心を持つ潜在的な市民層の掘り起こしを行い、市民活動センターの開設と活動を周知するために積極的なキャンペーンを展開することとしました。

第二段階は、「市民活動に対する専門的研究機関としての機能」です。開設2～3年目の段階から、専門的な活動領域として取り組む事業で、市民活動団体それぞれの活動内容を高度化し、永続的な活動を行う体制づくりを支援するための、専門的な技術や経営能力に関する研修、その他の支援事業を展開します。

最後の第三段階は、「市民活動による新たなコミュニティ・サービスを創出する機能」です。市民活動団体が、自らの意思と能力によって、市民がより快適に生活するために必要なモノやサービスを提供する事業を創造するために、必要な調査研究や政策提言、創業に向けた支援事業を行うことを目指します。

「第一段階」は現実対応型で基礎的な段階で、それを土台に、将来的な市民活動支援の専門化の方向性や、ひとつの到達点としての理想像を示したものが、「第二段階」「第三段階」となっています。各段階の内容は実際には混じりあい、入れ子状態となって進展するものと想定されました。

現在の市民活動センターでは開設準備委員会で話し合われて以来、将来像や目標、あるべき姿を話し合ってきました。そのため、前段で記載した活動指針の達成状況や中長期目標が不明確となり、市民活動センターが行っている事業が単年度限りのものになりがちになっています。また、市民活動を行うための環境作りや人材発掘の機会も希薄となってきています。立ち上げ当時よりも市民活動を取り巻く環境やテクノロジーの急速な進展をうまく活用し、今の時代に即した市民活動センターの役割を考える必要があります。併せて、これから時代を担っていく世代が活躍できる仕組みづくりを考えることも求められます。

令和5年度ボランティア・市民活動団体の実情に関するアンケート調査で「きよせボランティア・市民活動センターの取り組みとして、さらに期待した

いことはありますか」との問い合わせを設けたところ、「担い手や活動参加者とのマッチング」が1番となり、次いで「多様な団体が情報交換を行える場」「助成金などの情報提供」「活動の取り組み周知」が同数となりました。このアンケートからわかる通り、NPO法人格取得のための支援など市民活動団体への支援については課題が山積しています。

市民活動センターを設置してから約20年が経過し、その間、コミュニティ・スクールやコミュニティはぐくみ円卓会議などの地域コミュニティを支える活動を行う組織が増えていますが、それぞれが異なる目的に向かって活動を行っているため、各組織間の連携が取れていません。

現状、市民活動センターでは、登録団体に対する会議室や備品の貸出、市民活動団体や市民の交流を促すイベント・講座の開催などに取り組み、市民活動の活性化を支援していますが、市民活動センターを取り巻く環境が設立当時から変化しているため、前述の組織だけでなく、市内の企業・社会福祉法人・NPO法人・学校等を含め、多様な主体が連携するにあたり、市民活動センターがどのような役割を担っていくべきかが課題となります。

課題②アンケート結果等からの事務局見解

ボランティアを含む市民活動アンケートの結果から、市内のきよせボランティア・市民活動センターの認知度が低いわけではないことが分かりました。しかし、本来であれば、誰でも入ることができるオープンな施設であるべきですが、市民が入りづらい雰囲気や身近に感じる施設ではないという印象を持っていることが伺えます。

(4) 今後の方針

①市民活動センターの将来像

平成14年度から市民活動センターが立ち上がり、当初の活動方針に沿って運営してきましたが、現在は第二段階である「市民活動に対する専門的研究機関としての機能」の途中にあります。時代の変化により、地域課題も変化しており、市民活動もその変化に対応していくことが求められます。市民活動団体には、これまで活動している内容を継続するとともに、時代に沿った新しい取り組みに挑戦できる環境が必要となるため、市民活動センターが支援していく必要があります。そのためには、第二段階の途中にある現状から第三段階の「市民活動による新たなコミュニティ・サービスを創出する機能」への到達に向けて、市民活動センター事業を進めていく必要があります。

②各団体・地域組織との連携

コミュニティ・スクールやコミュニティはぐくみ円卓会議などの地域コミュニティを支える活動を行う組織が設置され、地域課題の解決に向けた話し合いや情報提供が行われています。一方で、市内には、市民活動団体を含め、企業・社会福祉法人・N P O法人・学校・自治会等といった多様な主体が存在しています。

地域課題は複雑・多様化しているため、各団体・地域組織が単独で解決に向けて活動することが難しい場合があります。そこで、市民活動センターが中心となって市民活動団体をはじめとする様々な分野の企業・団体・組織が参加する地域課題解決のためのプラットフォームを構築し、異なる分野の団体等が繋がりや交流を持ち、話し合いや情報交換を行ったりすることを促すといったことが考えられます。そのような機能を市民活動センターが果たすこと、各団体・地域組織が連携し、地域課題の解決に向けた活動を促進するといったことが期待されます。

③市民に身近な施設に向けて

他自治体では、市民活動センター内のオープンな場所を市民活動団体の活動スペースとし、その近くに学習室などの機能を併設することで、市民活動団体の活動や取り組んでいる姿が、施設を利用する市民の目に触れるような工夫を行っている自治体があります。

こういった工夫により、普段、ボランティア活動を含む市民活動に参加していない市民が利用する機能を市民活動センターに付加することで、誰もが気軽に通える施設となり、さらに多くの市民に市民活動団体と向き合せボランティア・市民活動センターを知つてもらう機会となります。また、将来的にボランティア活動を含む市民活動に興味を持って参加する担い手となる人材発掘に繋がることが考えられます。

3. 市民活動センターの運営について

(1) 経緯

清瀬市市民活動支援センター開設準備委員会では、市民による自主的・自律的な活動を市民活動として発展させるためには、市民活動センターが行政から独立していることが必要であるとしました。そのため、市民が中心となって市民活動センターの運営といったソフト面を担う公設民営の運営スタイルでスタートしました。しかし、運営を担っていたN P O法人清瀬市民活動の会は、ボランティアセンターと市民活動センターの運営統合を理由に解散したため、平成30年度からボランティアセンターを運営している清瀬市社会福祉協議

会に運営を委ね、一体的な運用による互いの強みを活かし、コスト的なメリットや稼働率の向上を目指しました。

(2) 現状

社会福祉法人である清瀬市社会福祉協議会に市民活動センターの運営を委託することで、清瀬市社会福祉協議会の人材面・財務面の資源を活用して安定的な運営を担保しながら、既に有しているボランティア活動や地域福祉等に関する専門知識と経験を運営面で活用しています。

市内のボランティア活動の普及を担っている清瀬市社会福祉協議会が、きよせボランティア・市民活動センターの窓口となって、市民に向けてボランティア活動や市民活動の広報を行い、ボランティア活動に興味を持った市民にボランティア体験イベント等を開催し、どのようなボランティア活動に興味を持っているかなどを相談する機会を設け、紹介されたボランティア活動を繰り返すうちに、市民活動団体に所属して活動を継続するといったきっかけになっている事例があります。

また、市民のボランティア活動や市民活動への参加に対する需要に応えるため、きよせボランティア・市民活動センターは、月曜日から土曜日の9時から17時まで開館しています。土曜日も開館することで、ボランティア活動や市民活動に取り組む市民、ボランティア活動や市民活動に興味を持った市民の利用を促しています。

清瀬市社会福祉協議会がきよせボランティア・市民活動センターを運営することで、ボランティア活動だけではなく、市民活動団体の活動支援として、主にデジタルリテラシーの向上を目指したスキルアップ支援の講座や団体交流会を開催し、市民活動団体が今後も運営を継続していくように手助けをしています。

(3) 課題①事務局見解（修正）

以前からボランティアセンターの運営を行っている清瀬市社会福祉協議会が、市民活動センターの運営をセットで担うことで、人材面を含めて安定的な運営を行っていますが、ボランティアセンター業務と受託している市民活動センター業務の2つの事業があるため、両方の事業をどのようにバランス良く執行していくかという課題があります。

市民目線では、ボランティア活動と市民活動の区分けが明確ではなく、どちらも最終的には地域課題の解決に繋がっている活動であるため、ボランティア活動だけではなく市民活動を広く含んだ形で、きよせボランティア・市民活動センターにおいて、バランス良くサービスを提供する必要があります。

併せて、現在実施している講座・イベント等の対象や内容についても、ボランティア活動団体だけに特化した内容になっていないか、広い意味で市民活動団体が求めている内容になっているかといった継続的な振り返りと改善が必要です。

市民活動について、自治会活動をはじめとする市民の自主的・自発的な幅広い活動であると定義すると、きよせボランティア・市民活動センターでのボランティア活動の相談を窓口とする従来からの対応だけでは、市民活動に対する支援や活性化を推進することができない分野が出てくるという危惧があります。市民活動の一端を担う市内の自治会組織率は、年々減少傾向にあります。地域課題の解決を図り、住みよい活力あるまちづくりに貢献することを目的とする市民活動を支援するためには、支援の幅をさらに広げていくことが求められます。

少子高齢化の影響による生産年齢人口の減少という社会情勢があり、そのような中、次世代の市民活動を担う現役世代も少なくなっています。きよせボランティア・市民活動センターは、土曜日も9時から17時まで開館していますが、現役世代が仕事をしている時間帯を中心開館しているため、現役世代がきよせボランティア・市民活動センターを利用しづらい状況にあります。どのような時間帯で開館することが、現役世代にとって利用しやすいか、運営側が対応可能であるなどを検討していく必要があります。それに伴い、現役世代を受け入れる市民活動団体においても現役世代が参加しやすい時間帯で活動をするといった工夫や対応をすることが重要となります。

課題②アンケート結果等からの事務局見解

きよせボランティア・市民活動センター登録団体アンケートの結果でも、きよせボランティア・市民活動センターの開館日時について、現在休館日となっている日曜日も開館してほしいとの回答もありました。市民活動団体の活動の活性化やさらに多くの現役世代の市民にボランティア活動を含む市民活動への参加を促すためには、社会状況に応じた適切な開館日時を改めて検討する必要があります。

(4) 今後の方針

①運営について

市民目線では、市民が取り組みにあたり、ボランティア活動や市民活動といった定義や区分けは明確ではありません。また、清瀬市市民活動未来ビジョンでは、市民活動をボランティア活動やNPO活動・自治会活動等を含むものと定義しています。

その点を踏まえ、きよせボランティア・市民活動センターの運営にあたっては、市民活動を幅広く捉え、地域課題がどのように変化しているのか、そのためには市民活動団体やボランティア活動に取り組む方々にどういった支援が効果的であるか常に把握する体制が必要です。そのうえで、市民活動センター立ち上げ当初の活動方針、第三段階の「市民活動による新たなコミュニティ・サービスを創出する機能」への到達に向けた事業執行や中間支援組織としての機能を発揮することが求められます。

また、前述のとおり、きよせボランティア・市民活動センターの運営主体を中心となって市民活動団体をはじめとする様々な分野の企業・団体・組織が参加する地域課題解決のためのプラットフォームを構築し、地域課題の解決に向けた自主的な活動を活性化していくことを検討する必要があります。

②現役世代に向けた運営

他自治体の市民活動センターの開館状況を調べますと、夜間や日曜日も開館し、現役世代の市民や市民活動団体のニーズに応えている事例があります。この事例を調べますと、市民活動センター内の市民活動団体の活動スペースの近くに学習室などを併設し、多目的化によって一定の来所者数を確保することで開館日時を幅広く設定することができています。また、夜間や日曜日も開館することによる人件費等の費用面の増加に対応するため、17時以降の窓口にシルバー人材センターを活用するなどの工夫も行っています。

現役世代が利用しやすい開館日時とするためには、きよせボランティア・市民活動センターを運営している市と清瀬市社会福祉協議会で、今後どのような対応ができるか検討するも考えられますが、こういった柔軟な運営を実現するためには、市民活動センターを運営するために自発的にNPO法人を立ち上げるといった市民や市民活動団体が出てくることが期待されます。

また、市民活動センターの開館日時を現役世代のために幅広く設定し、機動的な運営を目指す場合は、運営に指定管理者制度を導入するといったことも検討課題となります。